

第 8 回

鹿角市農業委員会総会議事録

令和 6 年 1 1 月 8 日開会

即日閉会

鹿角市農業委員会

令和6年度 第8回 鹿角市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年11月8日（金） 午前9時00分

2 開催場所 鹿角市役所 第1委員会室

3 出席委員 （12名）

1 番

2 番

3 番

5 番

6 番

7 番

8 番

9 番

10 番

11 番

12 番

13 番

4 欠席委員 （1名）

4 番

5 議事日程

第1 開 会

第2 会長挨拶

第3 会務報告

第4 議事録署名委員の選出

第5 議案審議

報告第 6 号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第 7 号 農地法第5条の許可の廃止について

議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第32号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第34号 非農地証明申請について

議案第35号 鹿角市農用地利用集積計画（案）について

議案第36号 農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について

議案第37号 鹿角市農業振興地域整備計画（案）について

第6 その他

第7 閉 会

6 事務局職員

事務局長

主 幹

主 任

7 議事録署名委員 1 番

2 番

8 会議の概要

事務局長	それでは、時間前ですけれども、おそろいですので始めさせていただきます。 修礼を行いますので、ご起立願います。
------	---

会 長 事 務 局 長	<p>修礼、礼。ご着席願います。</p> <p>ただいままでの出席委員数をご報告申し上げます。</p> <p>委員 13 名中 12 名であり、欠席委員は 4 番の委員であります。したがって、本会議は成立といたします。</p> <p>それでは、ただいまより鹿角市農業委員会第 8 回総会を開催いたします。</p> <p>開会に当たり、会長よりご挨拶をお願いします。</p> <p>【挨拶】</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、この後の進行につきましては、会長よりお願いいたします。</p>
議 長 事 務 局 長 議 長 事 務 局 議 長	<p>それでは、事務局より会務報告をいたします。</p> <p>【会務報告の資料を基に説明】</p> <p>ただいま会務報告がありましたけれども、訂正。</p> <p>ちょっと訂正ですけれども、11 月 15 日と書いていますけれども、常設審議委員会 22 日開催ということで、訂正をお願いします。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p> <p>では、ご了承方よろしくお願いいたします。</p>
議 長 委 員 一 同 議 長	<p>次に、議事録署名委員の選出についてお諮りいたしますが、私にご一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>それでは、ご異議ないようですので、私から指名させていただきます。</p> <p>1 番の委員、そして 2 番の委員を指名いたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には事務局職員の主幹と主任を指名いたします。どうかよろしくお願いいたします。</p>
議 長 事 務 局 議 長 委 員 議 長	<p>それでは、最初に、報告第 6 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案の 2 ページお願いします。</p> <p>報告第 6 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について。</p> <p>農地法第 18 条第 6 項の規定による通知が別紙各号のとおりであったので、これを報告します。</p> <p>農地別内訳ですが、以下のとおりです。</p> <p>3 ページをお開きください。</p> <p>第 18 条 6 項</p> <p>【受付番号 30 番から 34 番を議案書を基に説明】</p> <p>説明は以上です。</p> <p>説明が終わりましたが、ご質問がありましたらご発言願います。何かございませんか。</p> <p>この 34 番の人、自己管理って記載があるが、自己管理できるのか。</p> <p>事務局、何か。</p>

事務局 議長	<p>解約の書類の提出に際に所有者が管理すると伺っております。</p> <p>よろしいですか。（「はい」の声あり）他には何かお聞きになりたい点ございませんか。</p>
委員一同 議長	<p>（「なし」の声）</p> <p>よろしいですか。それでは、ないようですので、本案を承認することにご異議ございませんか。</p>
委員一同 議長	<p>（「異議なし」の声）</p> <p>そのように承認します。</p>
議長 事務局	<p>次に、報告第7号 農地法第5条の許可の廃止について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案の5ページお願いします。</p> <p>農地法第5条の許可の廃止について。</p> <p>農地法第5条の規定により許可した農地転用の廃止が別紙のとおり提出されておりますので、これを報告します。</p> <p>農地別内訳ですが、以下のとおりです。</p> <p>【受付番号1番を議案書を基に説明】</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>ただいま説明が終わりましたけれども、ここで現地調査に行った委員より何か補足があれば発言をしていただきたいと思います。</p>
委員	<p>今、事務局の説明にあったとおり、全く手つかずの状態なので、問題なしということで見てまいりました。</p>
議長	<p>ご苦労さまでした。</p> <p>それから、もう一方、7番の委員、どうですか。</p>
委員	<p>委員が言ったとおりですけれども、たまたまそのとき所有者がいまして、話したら、税金は宅地並みに取られているのが一番困ると。今回の申請により農地転用が廃止になった暁には、また農地に戻せるのかという相談も受けていました。</p>
事務局	<p>今回の申請が妥当だと判断された場合には、税務課の地目も宅地から農地に戻るかと思います。</p>
委員 議長	<p>本人は心配していました。</p> <p>ああ、そうですか。</p> <p>それでは、他の委員より何かご質問があればご発言願います。</p>
委員一同 議長	<p>（「なし」の声）</p> <p>よろしいですか。（「はい」の声あり）それでは、ないようですので、本案を承認することにご異議ございませんか。</p>
委員一同 議長	<p>（「異議なし」の声）</p> <p>そのように承認します。</p>
議長 事務局	<p>次に、議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案の7ページお願いします。</p>

議 委 議 委 事 務 局 委 員 議 委 員 一 同 議 委 員 一 同 議 委 員 一 同	長	<p>議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請について。</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請が別紙各号のとおりであったので、意見を求めます。</p> <p>農地別内訳ですが、別紙のとおりです。</p> <p>8ページをご覧ください。</p>
	員	<p>第3条</p> <p>【受付番号18番から24番を議案書を基に説明】</p>
	長	<p>説明は以上です。</p> <p>ただいま事務局の説明が終わりましたが、こちらでも現地調査に行った委員より補足があれば何か発言をいただきたいと思います。まず、</p>
	員	<p>私の見た案件は18、19、20、21、それから23ですけれども、全てのところで耕作されており、耕起されている、整備、農地としてきちっと整備されているところでして、特に異状はありませんでした。</p> <p>以上です。</p>
	長	<p>それから、10番の委員はどうですか。</p>
	員	<p>事務局が言ったとおりで、連絡をいただいております、現場を確認しておりました。</p> <p>ちなみに作付けする作物は何でしたか。</p>
	長	<p>カボチャか、自家野菜です。</p>
	員	<p>野菜等を作付けするということで、支障は全くないと思います。</p>
	長	<p>ご苦労さまでした。</p>
	員	<p>それから、2番の委員はどうですか。</p> <p>受付番号24番ですが、これ申請地、筆数がすごく地番たくさんありますけれども、実際現実には1枚の農地になっていますので、支障ないということで判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議 委 議 委 員 一 同 議 委 員 一 同 議 委 員 一 同	長	<p>それから、もう一方、7番の委員はどうですか。</p>
	員	<p>委員が言ったとおりで問題ないと思います。</p>
	長	<p>それでは、ほかの委員より何かご質問があればご発言願います。よろしいですか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
	長	<p>それでは、ないようですので、本案を許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議 事 務 局	長	<p>そのように決定します。</p>
	長	<p>次に、議案第32号 農地法第4条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案の11ページをお願いします。</p> <p>議案第32号 農地法第4条の規定による許可申請について。</p> <p>農地法第4条の規定による許可申請が別紙各号のとおりであったので、意見を求めます。</p> <p>農地別内訳ですが、以下のとおりです。</p>

		<p>1 2 ページをご覧ください。</p> <p>第 4 条</p> <p>【受付番号 1 番から 2 番を議案書を基に説明】</p> <p>説明は以上です。</p>
議 委	長 員	<p>ただいま説明が終わりましたが、こちらでも現地調査に行った委員より補足があればご発言いただきたいと思います。</p> <p>1 番の〇〇〇の件は、農地としては非常にきれいに管理されておりまして、隣接も自分の農地と、あとちょっと間を取ってほかの方の農地との隣接ですが、建てる範囲としては問題ないというような判断ができました。この方、ご職業柄、古い家を恐らく解体できないという現状と、あと仕事上色々なものを多分置かなければならないというところも多分あると思うので、古い家はそのまま倉庫として使われるのかなというところで。</p>
議 委	長 員	<p>ああ、そのまま。</p> <p>ええ、それはそれでまずいろいろな事情ありますけれども、妥当かなというふうに感じました。</p> <p>以上です。</p>
議 委	長 員	<p>もう一方、7 番の委員、どうですか。</p> <p>1 番、2 番とも畑の管理はなっていましたので大丈夫ですし、必要な案件だと思いますので、許可して問題ないと思います。</p>
議 長		<p>ご苦労さまでした。</p> <p>ほかの委員より何かご質問があればご発言願います。</p> <p>ちなみに、ストーンサークル館の管轄の遺跡の図面等はどこで確認すればよいか。HP 等に遺跡のリストが掲載されています。</p>
事 務 局 議 委 員 一 同	長	<p>他に何か質問はありますか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
議 委 員 一 同	長	<p>それでは、本案を許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議 長		<p>そのように決定します。</p>
議 事 務 局	長	<p>次に、議案第 3 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案の 1 3 ページをお開きください。</p> <p>議案第 3 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について。</p> <p>農地法第 5 条の規定による許可申請が別紙各号のとおりであったので、意見を求めます。</p> <p>農地別内訳ですが、以下のとおりです。</p> <p>1 4 ページをご覧ください。</p> <p>第 5 条</p>

議 委 議 委 員 一 同 議	長	【受付番号 20 番を議案書を基に説明】 説明は以上です。
	員	ただいま説明が終わりましたが、こちらでも現地調査に行った委員より補足があればご発言いただきたいと思います。
	長	特に農業として隣のリンゴ園が無理かかるというような状況ではないので、特に問題ないと見てきました。
	長	以上です。
	委員一同	ほかの委員より何かご質問ございましたらご発言願います。 （「なし」の声）
議 委 員 一 同 議	長	よろしいですか。（「はい」の声あり）それでは、ないようですので、本案を許可することにご異議ございませんか。
	委員一同	（「異議なし」の声）
	長	そのように決定します。
	議 事 務 局	次に、議案第 34 号 非農地証明申請について、事務局の説明を求めます。 15 ページをお開きください。 議案第 34 号 非農地証明申請について。 非農地証明申請が別紙各号のとおりであったので、意見を求めます。 農地別内訳ですが、以下のとおりです。 16 ページをご覧ください。
	長	非農地証明 【受付番号 2 番から 3 番を議案書を基に説明】 説明は以上です。
議 委 員 一 同 議	長	説明が終わりましたが、こちらでも現地調査に行った委員より補足があれば発言をいただきたいと思います。
	員	申請地は、現地確認が困難な場所にあるため航空写真を利用し、現地を確認しました。
	長	確認したところ、現地はすでに農地ではないため、申請は妥当と判断しております。
	長	以上です。
	委員	7 番の委員もどうですか。
議 事 務 局	長	同じです。現地に行くのが困難なので、写真で確認させていただきました。
	長	ご苦労さまでした。
	委員	ほかの委員より何かお聞きになりたい点ございませんか。よろしいですか。
	長	現地確認不可能なところというのは、今後航空写真で確認という方法で進める予定なのかどうか。
	長	はい、どうぞ、事務局から。
議 事 務 局	長	現地に行くのが難しい場合や冬季間であれば、航空写真等で確認させていきたいと思っております。
	長	よろしいですか。（「はい」の声あり）

委員一同	ほかにはございませんか。よろしいですか。
議長	(「なし」の声)
委員一同	それでは、ないようですので、本案を許可することにご異議ございませんか。
議長	(「異議なし」の声)
議長	そのように決定します。
議長	次に、議案第３５号 鹿角市農用地利用集積計画（案）について、事務局の説明を求めます。
事務局	１７ページをお願いします。
	議案第３５号 鹿角市農用地利用集積計画（案）について。
	農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第５条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により、別紙のとおり市長より諮問があったので、この処理について意見を求めます。
	農地別内訳ですが、以下のとおりです。
	１８ページをご覧ください。
	利用権設定
	【受付番号３１７番から３２２番を議案書を基に説明】
議長	説明は以上です。
委員一同	何かお聞きになりたいことございませんか。
議長	(「なし」の声)
議長	よろしいですか。(「はい」の声あり) それでは、ないようですので、本案を妥当と認めることにご異議ございませんか。
委員一同	(「異議なし」の声)
議長	そのように決定します。
議長	次に、議案第３６号 農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について、事務局の説明を求めます。
事務局	２０ページをご覧ください。
	議案第３６号 農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について。
	農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第２項の規定により、別紙のとおり市長より諮問があったので、この処理について意見を求めます。
	農地別内訳ですが、以下のとおりです。
	２１ページをご覧ください。
	【受付番号１２番から１３番を議案書を基に説明】
	説明は以上です。
議長	ただいま説明が終わりましたがけれども、何かお聞きになりたい点ございましたらご発言願います。
委員一同	(「なし」の声)

議 長	よろしいですか。（「はい」の声あり）それでは、ないようですので、本案を妥当と認めることにご異議ございませんか。
委 員 一 同	（「異議なし」の声）
議 長	そのように決定します。
議 長	次に、議案第３７号 鹿角市農業振興地域整備計画（案）について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	議案の２２ページをお願いします。 議案第３７号 鹿角市農業振興地域整備計画（案）について。 農業振興地域の整備に関する法律第１３条第１項の規定により、別紙のとおり市長より諮問があったので、この処理について意見を求めます。 農地別内訳ですが、以下のとおりです。 【議案書を基に説明】 説明は以上です。
議 長	ただいま説明が終わりましたがけれども、何かご質問があればご発言願います。
議 長	ほかには何かございませんか。
委 員 一 同	（「なし」の声）
議 長	よろしいですか。（「はい」の声あり）それでは、ないようですので、本案を妥当と認めることにご異議ございませんか。
委 員 一 同	（「異議なし」の声）
議 長	そのように決定します。 以上をもちまして、議案は全て終了いたしました。

【議事録署名】

議 長 _____

議事録署名委員 1 番 _____

議事録署名委員 2 番 _____